

豊島区町会活動の活性化の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区町会活動の活性化の推進に関する条例（平成30年豊島区条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(町会の定義)

第3条 条例第2条第1号に規定する規則で定めるものとは、区内の一定の地域内に居住する者及び事業者等により組織され、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

- (1) 地域コミュニティの中心となって活動しているもの
- (2) 団体相互の親和を目的とする連合組織に加盟しているもの
- (3) 規約又は会則を定め、適切な会計管理を行っているもの

(区政推進活動)

第4条 条例第5条第3号で定める区政推進活動とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 区から依頼された区政情報の周知に関する活動
 - ア. 総会及び役員会を通じた情報提供
 - イ. 回覧及び掲示板による周知活動
 - (2) 地域でのごみの発生抑制及び資源分別回収に関する活動
 - ア. 分別排出等に関する情報提供
 - イ. 資源分別回収場所及びごみの集積場での分別排出状況の定期的な把握
 - ウ. リサイクル及びごみ減量に関するキャンペーン並びに地域内清掃活動
 - エ. その他リサイクル及びごみ減量の推進に関する活動
 - (3) 地域の防災力向上及び防災に対する意識啓発に関する活動
 - ア. 地域防災組織の運営
 - イ. 講習会等の開催
 - ウ. その他地域の防災力向上に資する活動
 - (4) 地域住民との交流事業などを通じて、地域コミュニティの活性化を促進する活動
- 2 前項に定めるもののほか、区長は、町会との協議により必要があると認めた活動を、区政推進活動とすることができる。
- 3 区長は、前2項に規定する区政推進活動に対し、予算の範囲内において、活動に要する経費を町会に交付するものとする。

(委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。